

第6期浜松市障がい福祉実施計画(案) ・第2期浜松市障がい児福祉実施計画(案) に対するご意見ありがとうございました

市民の皆さんからの提出意見と
その意見に対する市の考え方の公表



令和2年11月24日から12月25日にかけて実施しました「第6期浜松市障がい福祉実施計画(案)・第2期浜松市障がい児福祉実施計画(案)」に対する意見募集(パブリック・コメントの実施)に貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。

意見募集を行った結果、市民等から85件のご意見が寄せられましたので、それらのご意見とご意見に対する市の考え方を公表いたします。

ご意見につきましては、項目ごとに整理し、適宜要約し掲載しております。

また、お寄せいただきましたご意見を考慮して、「第6期浜松市障がい福祉実施計画・第2期浜松市障がい児福祉実施計画」を策定し、令和3年4月からの実施を予定しています。今後とも、障害福祉施策に対するご理解とご協力をお願いいたします。

なお、この内容は、市ホームページ (<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>) にも掲載しております。

令和3年2月

浜松市健康福祉部障害保健福祉課

〒430-8652 浜松市中区元城町103-2

TEL 053-457-2863

FAX 053-457-2630

Eメールアドレス

syoghuku@city.hamamatsu.shizuoka.jp

募集結果

【実施時期】	令和2年11月24日から令和2年12月25日			
【意見提出者数】	4人・18団体			
【提出方法】	郵便（2）電子メール（12）FAX（1）その他（7）			
【意見数内訳】	85件 (提案22件、要望31件、質問31件 その他1件)			
【案に対する反映度】	案の修正	16件	今後の参考	39件
	盛り込み済	7件	その他	23件

目次

- パブリック・コメント実施案件の概要
- 第6期浜松市障がい福祉実施計画(案)・第2期浜松市障がい児福祉実施計画(案)
 - 第1章 計画の概要（意見数8件）・・・2ページ
 - 1 計画の目的（意見数0件）・・・2ページ
 - 2 計画の位置付け（意見数0件）・・・2ページ
 - 3 計画の期間（意見数1件）・・・2ページ
 - 4 計画で定める項目（意見数0件）・・・2ページ
 - 5 計画の基本理念（意見数0件）・・・2ページ
 - 6 計画の策定及び評価体制（意見数2件）・・・2ページ
 - 7 第5期浜松市障がい福祉実施計画及び
第1期浜松市障がい児福祉実施計画の進捗状況（意見数5件）2ページ
 - 第2章 令和5年度の成果目標（意見数17件）・・・5ページ
 - 1 福祉施設入所者の地域生活への移行（意見数6件）・・・5ページ
 - 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（意見数0件）
・・・6ページ
 - 3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実（意見数3件）・・・7ページ
 - 4 福祉施設から一般就労への移行（意見数2件）・・・7ページ
 - 5 障がい児支援の提供体制の整備等（意見数0件）・・・8ページ
 - 6 相談支援体制の充実・強化等（意見数3件）・・・8ページ
 - 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための
取組にかかる体制の構築（意見数3件）・・・9ページ
 - 第3章 福祉サービスの見込量（意見数51件）・・・10ページ
 - 《第6期障がい福祉実施計画》
 - 1 障害福祉サービス（意見数29件）・・・10ページ
 - 2 地域生活支援事業（意見数10件）・・・17ページ
 - 《第2期障がい児福祉実施計画》
 - 1 児童福祉法に規定するサービス（意見数2件）・・・22ページ
 - その他（意見数9件）・・・22ページ

第1章 計画の概要（意見数8件）

1 計画の目的（意見数0件）

2 計画の位置付け（意見数0件）

3 計画の期間（意見数1件）

質問 1	障がい福祉実施計画及び障がい児福祉実施計画は3年ごとに出すということですか。（計画案4ページ）
---------	---

【市の考え方】その他

障害者総合支援法に規定の障害福祉計画及び障害児福祉計画は、国の基本方針により、3年間の計画と定められています。浜松市においては、本計画が、国の障害福祉計画及び障害児福祉計画にあたります。

4 計画で定める項目（意見数0件）

5 計画の基本理念（意見数0件）

6 計画の策定及び評価体制（意見数2件）

要望 1	「計画の評価体制」とあるが、評価した結果が分かるよう説明してほしいと思います。（計画案5ページ）
---------	--

【市の考え方】今後の参考

本計画の進捗について、毎年度、障害者施策推進協議会で報告させていただいており、その中で必要となった場合には計画の見直しを行うこととしています。障害者施策推進協議会では、会議録を作成し公開しています。

要望 2	計画を見直すという事であれば、変更点や修正箇所の記載などがあればわかりやすいと思います。（計画案5ページ）
---------	---

【市の考え方】今後の参考

ご意見を参考に、計画を見直す際にはわかりやすいものを作成していきたいと思えます。

7 第5期浜松市障がい福祉実施計画及び第1期浜松市障がい児福祉実施計画の進捗状況（意見数5件）

質問 2	施設入所者の地域生活への移行実績数は、3年間の累計ですか？その中に通過型入所施設の浜松学園は含まれますか。（計画案7ページ）
---------	--

【市の考え方】その他

第5期浜松市障がい福祉実施計画の入所施設からの移行者数は平成29年度から令和元年度3年間の累計値です。

累計は、入所施設として全体の実績数を出しているため、通過型と呼ばれる施設からの地域移行者も含まれております。

提案 1	地域生活支援拠点の整備は、障がい者基幹相談支援センターのみで実施するのではなく、事業者を含め地域全体で実施するものだと思いますので、それが伝わる記載にしたらどうでしょうか。(計画案8ページ)
-----------------	---

【市の考え方】案の修正

地域生活支援拠点の整備は、地域全体で支援体制を構築するものであるため、**【実績】**を次のとおり修正します。

《修正内容》

(修正前)

障がい者基幹相談支援センターへの委託により地域生活支援拠点事業を開始し、相談、緊急時対応、人材育成及び地域の体制づくりの4つの取組を実施しました。

(修正後)

障がい者基幹相談支援センターが中心となり、相談、緊急時対応、人材育成及び地域の体制づくりの4つの取組を実施することで地域の体制整備を進めました。

提案 2	特別支援学校卒業生の一般就労と計画の就労支援施設からの一般就労は分けるべきと思います。就労支援施設等から一般就労への移行の実績値には特別支援学校の卒業生も含まれていますか。 計画案8ページ及び20ページの特別支援学校生徒に対する記述は、誤解を招くので削除すべきではありませんか。
-----------------	--

【市の考え方】案の修正

一般就労への移行者数には特別支援学校は含まれていませんので記載を修正いたします。

《修正内容》

8ページ「目標のために行った施策」

(修正前)

・特別支援学校生徒に対する障害者雇用促進セミナーや障がいのある人の雇用を検討又は実施している企業が円滑な障がいのある人の雇用を実現するための企業伴走型障害者雇用推進事業の実施により一般就労への促進を図った。

(修正後)

・企業を対象とした雇用支援セミナーや障がいのある人の雇用を検討又は実施している企業が円滑な障がいのある人の雇用を実現するための企業伴走型障害者雇用推進事業の実施により一般就労への促進を図った。

20ページ「目標値の考え方と取り組み」

(修正前)

・特別支援学校生徒に対する障害者雇用促進セミナーにより、一般就労への促進を図ります。
・障がい者雇用を検討又は実施している企業が円滑な障がい者雇用を実現するための企業伴走型障害者雇用推進事業の実施により障がい者雇用の促進を図ります。

(修正後)

・記載なし
・企業を対象とした雇用支援セミナーや障がい者雇用を検討又は実施している企業が円滑な障がい者雇用を実現するための企業伴走型障害者雇用推進事業の実施により障がい者雇用の促進を図ります。

提 案 3	実績はなくても「重度障害者等包括支援」も表内に記載するべきではないでしょうか。(計画案9・25・26・27ページ)
----------------------	---

【市の考え方】案の修正

いただいたご意見より下記内容を記載します。

《修正内容》

9 ページ 障害福祉サービス

(修正前)

記載なし

(修正後)

・重度障害者等包括支援は、現在指定事業所がないことから利用実績がありません。

25 ページ

(修正前)

●訪問系サービス

・居宅介護（ホームヘルプ） ・ 重度訪問介護 ・ 行動援護 ・ 同行援護

(修正後)

●訪問系サービス

・居宅介護（ホームヘルプ） ・ 重度訪問介護 ・ 行動援護 ・ 同行援護

・重度障害者等包括支援

26 ページ

(修正前)

記載なし

(修正後)

⑤ 重度障害者等包括支援

常時介護を必要とする人のなかでも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。

27 ページ【見込量の考え方】

(修正前)

記載なし

(修正後)

・重度障害者等包括支援は、現在指定事業所がないことから利用実績がありませんが、実態把握や事業所の指定に向けて取り組んでまいります。

質 問 3	放課後等デイサービスの需要が高いとあるが、将来的な人口減少が想定される中でも市が力を入れているということですか。(計画案11ページ)
----------------------	--

【市の考え方】その他

放課後等デイサービスは療育にかかる支援を行うサービスで、発達に課題がある児童が増加していることにより、サービス利用が増加しております。

第2章 令和5年度の成果目標（意見数17件）

1 福祉施設入所者の地域生活への移行（意見数6件）

質問 4	『福祉施設入所者の地域生活への移行の実績と目標』における令和2年度～令和5年度の移行人数の目標値の根拠は何ですか。（計画案15ページ）
-----------------	---

【市の考え方】案の修正

地域生活への移行の目標値については、令和元年度末時点の入所者のうち6%以上が令和5年度末までに地域生活に移行できるようにするという国の方針があり、浜松市では、令和元年度末時点の入所者652人で算出すると40人であるが、地域生活支援施策の展開を考慮し45人と見込んでおります。

浜松市では、計画的に地域生活への移行を進めるため年度目標を設定しておりましたが、国の基本指針では、計画最終年度における累計移行者を設定するものであるため、年度目標は削除します。

《修正内容》

（修正前）

項目	実績値		見込値	目標値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019) 〔基準値〕	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
入所施設から地域生活への移行者数（人）	15	8	11	11	11	12
施設入所者数（人）	642	652	650	639	639	639

（修正後）

項目	数値	備考
基準値（平成29年度入所者数）	652人	
【目標値①】 入所施設からの地域移行	45人	令和5年度末までに地域生活へ移行する人の目標数
令和5年度末の入所者数	639人	令和5年度末の入所者数
【目標値②】 施設入所者削減数	0人	入所者数削減見込数

質問 5	平成30年度に地域生活へ移行した人数が15人のうち、グループホーム以外で一般住宅に移行された方について、どのような支援を受けて生活をしているのか詳細を教えてください。（計画案15ページ）
-----------------	---

【市の考え方】その他

入所施設から地域生活へ移行した15人の移行先は、グループホームが4人、自宅が11人となっております。

地域生活への移行後にサービスを利用していない人もおりますが、居宅介護や就労継続支援、生活介護を利用している人がおります。

質問 6	福祉施設入所者の地域生活への移行について、平成 27 年度と比較すると目標値が減少しており、また横ばいになっているはどのような理由でしょうか。(計画案 15 ページ)
-----------------	---

【市の考え方】 その他

福祉施設入所者のうち、比較的軽い障がいの人の地域生活への移行が進み、現在は重度の人が多くなってきたため移行には時間が必要または移行が困難となり、人数が減少していると考えられます。

要望 3	福祉施設入所者を「地域生活へ移行」させることとあわせて、相談支援専門員のマネジメントにより、在宅で生活する障がいのある人が在宅生活の限界を迎える前に、24 時間支援を受けられる障害者支援施設において在宅生活維持のためのアセスメントを重点的に行い、一定期間の利用後、在宅生活へ戻っていく仕組み等による障害者支援施設機能の柔軟な活用についても検討いただきたいです。(計画案 15 ページ)
-----------------	--

【市の考え方】 今後の参考

障がいのある人の地域生活への移行が進むことにより入所施設である障害者支援施設の利用は減少していきます。残る施設の有効活用について、今後検討していきます。

質問 7	精神科病院からの地域移行に関しては協議の場を設置し議論や実践が行われてきたが、福祉施設入所者の地域移行についての議論の場を設置する予定はありますか。(計画案 15 ページ)
-----------------	--

【市の考え方】 今後の参考

福祉施設入所者の地域生活への移行を進めるため、協議の場の設置は必要であると考えております。今後検討してまいります。

提案 4	福祉施設入所者の地域生活への移行について、グループホーム、ひとり暮らし、自宅（親と同居）へのそれぞれの数値がわかるといいと思います。(計画案 15 ページ)
-----------------	--

【市の考え方】 今後の参考

福祉施設から地域生活へ移行した者について、今後の実績について移行先を記載していきます。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（意見 0 件）

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実（意見数3件）

質問 8	親と暮らしている障がいのある人が、親が活着ている間に親から自立するための支援などがありますか。 一般住宅体験の場所とはどのようなものを考えていますか。（計画案18ページ）
質問 9	福祉施設入所者が地域での自立生活を体験できる場を設け、地域生活へ移行しやすくする取り組みとは、具体的には、どのような場所を考えていますか。（計画案18ページ）

【市の考え方】盛り込み済

各障害福祉サービスの体験利用に加え、地域生活支援拠点事業の体験の場の提供を検討しております。

体験の機会の提供については、宿泊体験ができる場を障がい者基幹相談支援センターと検討しております。具体的に決まったら周知していきます。

提案 5	地域生活支援拠点等が有する機能は、国が示す5つの機能があり、そのうち「相談」機能の記載がありません。「相談」機能についても記載していただきたいと思ひます。（計画案18ページ）
---------	---

【市の考え方】案の修正

地域生活支援拠点の整備を進めるにあたり、国が示す5つの機能についての取り組みを進めておりますので、「目標値の考え方と取り組み」の記載を修正します。

《修正内容》

（修正前）

- ・障がい者基幹相談支援センターと相談支援事業所の連携により、緊急時における短期入所等への迅速な連絡体制を整備します。
- ・記載なし

（修正後）

- ・緊急時における必要な福祉サービスの利用に関する相談体制の確保を継続するとともに、障がい者基幹相談支援センターと相談支援事業所の連携により、緊急時における短期入所等への迅速な連絡体制を整備します。
- ・専門的な対応を行うことができる人材の育成を行います。

4 福祉施設から一般就労への移行（意見数2件）

質問 10	農福連携推進について、どのように取り組まれているか伺いたひです。（計画案19ページ）
----------	--

【市の考え方】その他

農福連携の一環として、農業や園芸を行うことによる生きがいづくりや高齢者・障がい者等の社会参画などを農業経営の改善や多様な担い手の育成などに活かそうというユニバーサル農業の推進に取り組んでおります。ユニバーサル農業の取り組みにより、農業者、福祉・雇用の有識者、行政の関係部署が連携し、障がいのある人の農業参画機会の創出や支援体制の構築を図っております。

質問 11	<p>「福祉施設から一般就労への移行」について、140人が一般企業で就労されているという認識ですが、どれくらいの規模の企業が受け入れているか教えてください。</p> <p>小規模の会社でも障がい者雇用をしたい企業もあると思いますが、一般中小企業に向けてどのような告知やアプローチをしているのか、また、どういった企業が障がい者雇用に応じているか教えてください。(計画案19ページ)</p>
------------------	---

【市の考え方】 その他

製造業や小売業などの大小様々な企業が障がい者を雇用しています。

障がい者雇用の告知・普及については、研修会や職場見学会を開催するなどにより、障がい者雇用企業支援機関との連携を図り支援しております。

5 障がい児支援の提供体制の整備等（意見数0件）

6 相談支援体制の充実・強化等（意見数3件）

提案 6	<p>「相談支援体制の充実・強化等」について、国の定める障がい者基幹相談支援センターを中心とした支援体制の整備は、浜松市においては概ね整っていると思います。【目標値の考え方と取り組み】において、浜松市として現在取り組みをはじめている障がい者自立支援協議会の相談支援部会について記載することはいかがでしょうか。(計画案22ページ)</p>
-----------------	--

【市の考え方】 案の修正

相談支援体制と障がい者自立支援協議会とは関連があり、相談支援体制の充実にもかかわってきますので、下記のとおり【目標値の考え方と取り組み】に追記します。

《修正内容》

(修正前)

記載なし

(修正後)

障がい者自立支援協議会において、障がい者基幹相談支援センター及び市内に5つ設置する障がい者相談支援センターとともに、地域の相談支援体制の強化について検討してまいります。

要望 4	<p>障害福祉サービスにおける計画相談支援、地域移行支援及び地域定着支援と地域生活支援事業の相談支援事業、児童福祉法に規定するサービスに障害児相談支援など様々な種類にわけられ多様な相談内容に対応していると思われるが、各々の担うべき役割が整理され横断的な仕組みが構築されたうえで十分な連携が図られるサービスを受ける側にわかりやすく周知されていることが重要です。必要であれば広報の充実をお願いしたいと思います。(計画案22ページ)</p>
-----------------	---

【市の考え方】 今後の参考

サービスを利用される人がわかりやすい周知を実施してまいります。

提案 7	障がい者基幹相談支援センターは、障がい者相談支援センターの立場からするとバックアップや制度調整をしていただく機関としてとても心強い存在です。障がい者基幹相談支援センターが継続して充実した取り組みを実施できるよう、事業や実績について掲載しても良いかと感じます。(計画案 22 ページ)
-----------------	---

【市の考え方】案の修正

相談支援体制の強化を図るため、障がい者基幹相談支援センターが担う支援内容についての今後の見込みを掲載します。

《修正内容》

(修正前)

記載なし

(修正後)

【相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組み】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
専門的な指導・助言件数	800	800	800
相談支援事業者人材育成件数	25	25	25
地域相談との連携強化の取組回数	200	200	200

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組にかかる体制の構築

(意見数 3 件)

要望 5	障がいのある人への対応は、専門性や経験のある人が関わる必要があります。人材養成研修も組まれているが、人が充足されるのかという心配がありますので、丁寧に計画を組んで実施していただきたいと思ひます。(計画案 22 ページ)
-----------------	---

【市の考え方】今後の参考

障がい者基幹相談支援センターによる専門的な指導を行うことで人材育成に取組み、サービスの質の向上に努めていきます。

要望 6	障害福祉サービス等にかかる研修に参加する市担当職員はどの職員になりますか。福祉課に所属の職員以外の職員にも研修が必要ではないかと思ひます。(計画案 22 ページ)
-----------------	---

【市の考え方】今後の参考

障害福祉担当職員が障害者総合支援法の主旨を理解し、真に必要なサービスへつなげることを目的としております。

他部署との連携は必要ですので、障がい者自立支援協議会等の会議やその他の場において情報共有や意見交換が実施できるよう検討してまいります。

提案 8	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析や障害福祉サービス等事業所に対する指導監査結果を関係自治体と共有するという部分がわかりづらいです。(計画案 22 ページ)
-----------------	--

【市の考え方】案の修正

《修正内容》

(修正前)

- ・ 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析し、その結果を事業所や関係自治体と共有する体制を構築します。
- ・ 障害福祉サービス等事業所に対する指導監査を適正に実施し、その結果を関係自治体と共有できる体制を構築します。

(修正後)

- ・ 障害者自立支援審査支払等システム等による請求に関する審査結果を分析し、その結果を事業所や関係自治体と共有することで、課題解決等についての情報交換を行う体制を構築します。
- ・ 障害福祉サービス等事業所に対する指導監査を適正に実施し、その結果を関係自治体と共有し、課題や解決等の情報交換を行うことでサービスの質の向上を目指します。

第3章 福祉サービスの見込量 (意見数 50 件)

《第6期障がい福祉実施計画》

1 障害福祉サービス (意見数 29 件)

提案 9	障害福祉サービスについて【見込み量の考え方】のみの記載するのではなく、見込み量の確保のための方策等の記載が必要ではないでしょうか。(計画案 25 ページ)
-----------------	---

【市の考え方】案の修正

第3章のはじめに下記内容を追記します。

《修正内容》

(修正前)

基本理念等を念頭に置き、(省略)

(修正後)

基本理念等を念頭に置き、(省略)

本計画において、サービス見込量を計画するとともに、下記により見込量確保に努めます。

- ・ 事業者への情報提供や事業者間の連携強化を図ることにより、円滑なサービス提供を確保します。
- ・ 事業実施の意向を有する事業者の把握に努め、事業者の参入を促進します。

質問 12	新型コロナウイルス感染拡大という状況の中で、当事者はもちろんサポートする側、連携する側にとって取り巻く環境や状況が変化してきていると思います。こうした点を踏まえ今回の計画に盛り込まれたものや、見込量や計画の数値に変更が生じたものがあれば教えてください。
------------------	--

【市の考え方】その他

今回の新型コロナウイルス感染拡大に関しては、今回の計画には盛り込まれておりません。来年度以降、状況や市の実績を見て必要があれば修正してまいります。

要望 7	障害福祉サービスの実績値は地区別に出したほうがわかりやすいと思います。また、障害種別の実績も出してほしいと思います。
-----------------	--

【市の考え方】その他

本計画は市全体の計画として策定しております。また障害種別によらずサービス提供を行うための計画であるため、計画に対する実績についても全体の数値としております。

質問 13	浜松市は居宅介護が少なく施設入所及び短期入所が多いという傾向があります。地域生活への移行を踏まえた見込値となっていますか。(計画案 27 ページ)
------------------	---

【市の考え方】盛り込み済

手帳所持者数、支給決定者数、サービス利用実績等を踏まえ算出した見込値に、地域生活への移行を踏まえ、地域生活への移行後に必要となると予想される重度訪問介護や自立訓練（生活訓練）、共同生活援助（グループホーム）、地域定着支援等について増加すると見込んでいます。

質問 14	居宅介護について、在宅生活の本人と家族を支えるとても大切な事業ですが、ヘルパーが不足しているので使えないという事態も想定されます。事業所への支援、ヘルパーの育成は急務と考えますが、事業所の努力だけでなく、市として具体的な支援事業はありますか。(計画案 27 ページ)
要望 8	親と子の高齢化によって年々ニーズは高くなると思われませんが、居宅介護の利用見込は、急速に進む高齢化に対応した数値ですか。利用増加に伴うヘルパーの養成も必要です。(計画案 27 ページ)

【市の考え方】今後の参考

障害福祉サービスの利用見込は、サービス利用実績等を踏まえ算出しており、ニーズの増加も見込んでおります。また、利用者の増加に伴い支援者養成の必要があるため、支援者養成研修等について、積極的に周知し、安定したサービス提供ができるように努めてまいります。

提案 10	<p>重度訪問介護の計画値は計画案 9 ページの実績値から考えると伸び率がかかなり大きいので、今後 3 年間の数値は少しずつ増えていく方がいいのではないのでしょうか。(計画案 27 ページ)</p>
------------------	---

【市の考え方】盛り込み済

令和 3 年度から令和 5 年度までの計画では、重度訪問介護は増加していくと見込んでおります。

要望 9	<p>重度の在宅生活の人を総合的に支援する重度訪問介護は、今後利用が増加すると思われます。サービスの認知度の低さや、担い手であるヘルパーが少ないことが、現在の利用率の低さにつながっていると思われます。(計画案 27 ページ)</p>
-----------------	--

【市の考え方】今後の参考

支援者の研修等について、積極的に周知し、安定したサービス提供ができるように努めてまいります。

質問 15	<p>同行援護の利用希望者がある場合は目標値にこだわらず支給されますか。また、見込値に変更がない理由と目標値と登録しているヘルパーの数は適応した数字であるかを教えてください。(計画案 27 ページ)</p>
------------------	---

【市の考え方】今後の参考

計画にある見込値は、手帳所持者数、支給決定者数、サービス利用実績等を踏まえたものであり、それを上回る実績になることも考えられます。

同行援護の利用者数は、視覚に障がいがある人の数の増減が小さいため、利用される人数に大きな変動がないと見込んでおります。ただし、これまでの実績から利用時間は微増すると見込んでおります。

支援者の養成の必要性は感じておりますので、研修等について、積極的に周知し、安定したサービス提供ができるように努めてまいります。

提案 11	<p>同行援護の平成 30 年度と令和元年度の数値が下がっている理由を教えてください。</p> <p>また、利用を希望しても利用を断られることがあります。利用できない理由について把握し、実態に合わせた計画値になるといいと思います。(計画案 27 ページ)</p>
------------------	---

【市の考え方】今後の参考

障害福祉サービスの実績は、毎年度 3 月の実績を掲載しており、令和元年度は新型コロナウイルス感染防止のため減少したと考えられます。今後、利用実態を把握し、必要な人が利用できるよう努めてまいります。

要望 10	同行援護のヘルパーの利用についての実態把握や検証が必要だと思います。利用希望があるけれど、利用見込が少ないと感じます。(計画案 27 ページ)
------------------	---

【市の考え方】今後の参考

計画にある見込値は、手帳所持者数、支給決定者数、サービス利用実績等を踏まえ算出しております。

利用実態を把握し、必要な人が利用できるよう努めてまいります。

要望 11	行動援護の対象者は浜松市内にどの程度いるのでしょうか。利用できる数を増やす必要があるのではないのでしょうか。そのために養成研修を行う必要があるのではないのでしょうか。(計画案 27 ページ)
------------------	---

【市の考え方】今後の参考

行動援護につきましては、対象者が障害支援区分 3 以上で認定調査項目の関連項目 10 点以上という人となっており、サービス利用者は概ね 10 人程度で推移しております。

利用実態を把握するとともに、支援者研修等について、積極的に周知し、安定したサービス提供ができるように努めてまいります。

要望 12	行動援護の資格を持ったヘルパーが少ないことから、利用希望があっても利用できていない現状があると思います。行動援護の対象者で移動支援を利用しているという人等の実態把握をお願いしたいです。(計画案 27 ページ)
------------------	--

【市の考え方】今後の参考

行動援護は、アンケート調査から今後の利用希望が高いサービスとなっておりますので、利用実態を把握するとともに、支援者研修等について、積極的に周知し、安定したサービス提供ができるように努めてまいります。

要望 13	生活介護について、障がい重い人は、快く受け入れてもらえない傾向があります。安心して日中活動の場を利用できるようにしていただくよう要望します。(計画案 29 ページ)
------------------	--

【市の考え方】今後の参考

利用実態を把握し、日中活動の場が適切に提供されるよう事業所説明会において説明してまいります。

提案 12	自立訓練の生活訓練の訪問型の利用についての数値も載せられると良いと感じます。(計画案 29 ページ)
------------------	--

【市の考え方】その他

自立訓練（生活訓練）は、通所による支援と訪問による支援を分けず支給決定をしているため、自立訓練（生活訓練）全体の見込値を算出しております。

要望 14	短期入所の実績値が下回っていることを受け、利用希望が減っているとして第6期の計画値が少なく出されたと思います。しかし実際は希望があっても、事業所が少なく希望する利用ができない状況だと思います。緊急時に突然短期入所を使うことは、慣れていないことから利用者、事業所の双方でたいへんであるため、日頃から定期的利用をして体験を積んでいることが必要であると考えます。そう考えると、計画値は少なすぎる数字だと思いますので、申し込めば利用できる等利用しやすい状態になっているのか、申し込みを断られたケースはあるかなど、実態調査をしてほしいです。(計画案 30 ページ)
質問 16	短期入所の利用を希望しているけれど、事業者の定員が超えていることから利用できない利用者がどの程度いますか。(計画案 30 ページ)

【市の考え方】 今後の参考

計画にある見込値は、手帳所持者数、支給決定者数、サービス利用実績等を踏まえたものであり、それを上回る実績になることも考えられます。

短期入所の利用時間の減少は、共同生活援助（グループホーム）の定員が増加していることによる施設入所待機者の共同生活援助（グループホーム）への移行により長期間利用が減少しているためと分析しております。そのため、月の利用時間数は減少で見込んでおりますが、利用者数は増加していく傾向にあると考えております。

今後、短期入所の利用実態の把握について方法等を検討してまいります。

要望 15	短期入所は、自宅で介護する人の病気などで緊急一時的に利用するサービスですが、定期的な利用により施設や障がいのある人が慣れておく必要がありますので、スムーズに利用できるようなサービスであることを望みます。(計画案 30 ページ)
------------------	---

【市の考え方】 盛り込み済

地域生活支援拠点事業において、緊急時にスムーズに短期入所につなぐことができるよう調整を行っております。

要望 16	短期入所について、児童が利用できる短期入所の減少がみられます。施設の確保が必要だと感じます。(計画案 30 ページ)
------------------	--

【市の考え方】 今後の参考

短期入所において児童の受け入れができるよう、事業者に働きかけてまいります。

質問 17	障がい児の短期入所利用者数を教えてください。 短期入所の実績の減少の要因の見解を教えてください。(計画案 30 ページ)
------------------	---

【市の考え方】 その他

短期入所の利用実績については、障がい者、障がい児とわけて把握しておりません。

また、実績の減少につきましては、共同生活援助（グループホーム）の定員が増加していることによる施設入所待機者の共同生活援助（グループホーム）への移行によるものと分析しております。

質問 18	地域にグループホームを作ることにに関して、地域の理解が低いと感じるがいかがでしょうか。(計画案 31 ページ)
------------------	---

【市の考え方】その他

グループホームの運営には地域の理解が重要となりますので、市としても、障がいに関する啓発や研修会の開催等により、障がいの理解を得られるよう努めてまいります。

質問 19	共同生活援助（グループホーム）の見込量の根拠は何でしょうか。(計画案 31 ページ)
------------------	--

【市の考え方】その他

計画にある見込値は、手帳所持者数、支給決定者数、サービス利用実績等を踏まえて見込み数値を算出しております。

要望 17	共同生活援助（グループホーム）の定員が増加していることはいいことだと思いますが、浜松市での実績がない法人が多く参入していることから「質」の面が心配です。(計画案 31 ページ)
------------------	--

【市の考え方】今後の参考

共同生活援助（グループホーム）のサービスの質を確保するため、適切な支援を行うよう実地指導等により事業者を指導してまいります。

要望 18	高齢者と障がい者だけの世帯が増加していくため、共同生活援助（グループホーム）の整備、職員の確保、定着などは、喫緊の課題と考えます。生活の場の確保は必要となってくるので、浜松市としてどのように増やしていくことができるのか検討をお願いします。(計画案 31 ページ)
------------------	---

【市の考え方】今後の参考

地域生活への移行を進めているため、共同生活援助（グループホーム）の整備による生活の場の確保は今後、益々重要になると考えます。必要な人が利用できるよう事業者に対し、周知し働きかけてまいります。

要望 19	共同生活援助（グループホーム）の定員が増えることで単身生活に向けて踏み出すきっかけになると思いますが、一方で受入れや入居について障害種別による分けがなく、支援区分の度合いのみで入所を受入れているケースがみられトラブルとなることもあります。また、専門性に欠ける事業所も見られ、支援の質については今後の課題になると感じます。評価基準や、利用者からの評価が必要ではないかと感じます。(計画案 31 ページ)
------------------	--

【市の考え方】今後の参考

共同生活援助（グループホーム）事業者は、利用者の意向、適正、障害特性等を踏まえた計画を作成し、これに基づきサービスを提供するとともにその効果について総合的な評価を実施することになっております。適切かつ効果的にサービスが提供されているかを実地指導等により指導してまいります。

提案 13	施設入所支援について、入所待機者が増加傾向にあるという認識なのに実績値を下回る計画となっています。実態と反している計画では意味がないものになると思います。(計画案 32 ページ)
------------------	---

【市の考え方】案の修正

《修正内容》

(修正前)

- ・入所待機者が増加傾向にあるため、第5期計画と同数を見込みます。
- ・記載なし

(修正後)

- ・入所待機者が増加傾向にありますが、地域生活への移行を進め、第5期計画と同数を見込みます。
- ・障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができる体制整備を進めるとともに、入所待機者の解消にも取り組みます。

要望 20	相談支援について、計画相談の専門員の数が少ないため、セルフプランの推奨や専門員を増やしていく取り組みが必要だと思います。 また、計画相談の質の向上を併せて考えていく必要を感じます。(計画案 33 ページ)
------------------	---

【市の考え方】今後の参考

事業者に対し、相談支援専門員研修の積極的な受講、相談支援事業への参入をお願いしております。

今後も集団指導等の際に相談支援事業への参入を呼び掛けてまいります。

また、障がい者自立支援協議会の相談支援部会において、計画相談の課題等を抽出し今後の体制についての検討を行っております。課題解決に向けた取り組みを進めてまいります。

提案 14	地域移行支援や地域定着支援の利用が低調であることから相談支援事業所の数を増やすなど地域の体制整備の強化が必要ではないですか。(計画案 33 ページ)
提案 15	地域移行支援について、計画値に対して足りないのであれば人材育成が必要だと感じます。(計画案 33 ページ)

【市の考え方】今後の参考

事業者に対し、相談支援専門員研修の積極的な受講、地域移行支援の実施を働きかけてまいります。

2 地域生活支援事業（意見数19件）

提案 16	理解促進研修・啓発事業について、実施の有無ではなく、具体的な件数で表記してほしいです。（計画案35ページ）
----------	---

【市の考え方】その他

理解促進・啓発については、毎年度同じ内容のものを継続して実施するものではないため、実施の有無のみ記載しております。

要望 21	「盲ろう」に関する理解が広がり始めているようですが、市民に対する視覚障がい、聴覚障がいに関する理解啓発として、アイボランティア入門講座や点字講習会、手話奉仕員・要約筆記者養成事業や初心者向け手話講習会等の位置づけをお願いできればと思います。その中で「盲ろう」に関する理解・啓発の内容を少しでも盛り込んでいただき、盲ろう者の存在や盲ろうに関する理解を広げていくことをしていただくようお願いいたします。（計画案35ページ）
----------	---

【市の考え方】今後の参考

地域生活支援事業における理解促進研修・啓発事業として、盲導犬セミナーや手話体験講座に加え、障害者週間の一環として、障がいに関する啓発展示を行っており、障がいのある人の理解・促進をはかっております。

また、当事業以外に、アイボランティア入門講座や点字講習会、手話奉仕員養成講座・要約筆記者養成講座・初心者向け手話講習会を実施し、本講座等において理解・啓発に取り組んでおります。

今後、盲ろうに関する理解を広げられる方法や内容について検討してまいります。

質問 20	地域生活支援事業の③相談支援事業の設置数が令和2年度から15から5に減少している理由は何ですか。（計画案36ページ）
----------	--

【市の考え方】案の修正

令和2年4月から相談圏域を中区、東区、西・南区、北区、浜北・天竜区の5つとし、15か所ある障がい者相談支援事業所を障がい者相談支援センターとして、5か所に集約することで、1か所あたり4人から7人の相談員を配置し、困難化、多様化する相談に対応できる体制に再編しました。

上記内容がわかるよう計画案を修正いたします。

《修正内容》

（修正前）

5つの相談圏域に設置した障がい者相談支援センターで、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助を行います。

（修正後）

令和2年4月に市の相談圏域を5つとし、15か所あった障がい者相談支援事業所を各相談圏域に1つの相談支援センターとして再編しました。その障がい者相談支援センターにおいて必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助を行います。

提案 17	障がい者相談支援事業所が再編され、圏域ごとの相談支援体制が構築されたことにより、今後障がい者基幹相談支援センターが担ってきた人材育成や関係機関との連携強化が障がい者相談支援センターの機能として期待されます。計画相談支援事業所・障がい者相談支援センター・障がい者基幹相談支援センターのそれぞれの役割を更に明確化し、具体的な計画として落とし込む必要があると考えます。(計画案 36 ページ)
------------------	---

【市の考え方】 今後の参考

障がい者基幹相談支援センター、障がい者相談支援センターの実績を踏まえ検討してまいります。

要望 22	障がい者相談支援センターの相談員の要件を厳しくしたりして十分に対応できる相談員の配置が必要ではないでしょうか。 また、相談員の顔等が見えるようホームページ等を作成する必要もあると思います。(計画案 36 ページ)
------------------	---

【市の考え方】 今後の参考

障がい者相談支援センターは、職員全員が相談支援専門員であり、社会福祉士、精神保健福祉士の有資格者も配置されております。相談に対しセンターとして十分に対応できるようにしてまいります。

また、相談員の顔等がわかるように取り組みをしてまいります。

要望 23	成年後見制度利用支援事業の市長申立について、人口規模から考えると、実績が少ないと思います。必要としている市民は大勢いると思います。(計画案 37 ページ)
------------------	---

【市の考え方】 その他

成年後見制度利用支援事業の市長申立については親族等で申立を行うことが困難な場合に行うものであり、個々に必要性を検討した上で実施しております。したがって必ずしも人口規模に比例するものではありませんが、引き続き成年後見制度の普及啓発に努めてまいります。

要望 24	成年後見制度利用の申立の手続きを行うことで報酬を得られるのは、弁護士と司法書士だけとなり、無資格者が無報酬でやっているケースが多いと聞いています。障がい者相談支援センターでやるようにしたらどうでしょうか。また毎年の後見人等の報酬についても、無報酬案件が多いということですが、もっと助成枠を大きくして欲しいです。(計画案 37 ページ)
------------------	---

【市の考え方】 その他

成年後見制度利用の申立手続きについて、必要な場合には、障がい者相談支援センターの相談員が行っております。

また、後見人の報酬付与については家庭裁判所の審判により決定しており、家庭裁判所で決定した報酬について本人が後見人に支払うことが困難な場合に市で助成を行っております。

提案 18	障がいのある人の成年後見制度利用は長期間にわたることが想定されます。「制度利用」を前提とした計画を立てるのではなく、そのデメリットをもきちんと広報する計画を立ててはいかがでしょうか。また、制度を利用せずとも権利擁護が可能なケースについては「制度利用」を避けるための方法に関する啓発も必要であると考えます。(計画案 37 ページ)
------------------	--

【市の考え方】 今後の参考
 成年後見制度についての理解が深まるような啓発内容を含め、周知方法を検討してまいります。

提案 19	成年後見制度法人後見支援事業の詳細を記載してください。(計画案 37 ページ)
------------------	---

【市の考え方】 今後の参考
 障がいのある人は、若年期からの成年後見制度利用が想定されることがあります。後見人等の継続性や専門性の観点から法人後見の促進を図る必要があるため、法人後見の支援を行っていきますが、内容については今後検討していきます。

質問 21	計画案 38 ページにある意思疎通支援事業について、「要約筆記者派遣件数」となっているが「件数」ではなく「人数」ではないでしょうか。
------------------	--

【市の考え方】 案の修正
 派遣人数となるため、以下のとおり修正します。
 あわせまして、手話通訳者派遣者件数も同様に修正いたします。

《修正内容》
 (修正前)
 派遣件数

(修正後)
 派遣人数

提案 20	移動支援事業の【実施に関する考え方】の欄へ浜松市移動支援従事者養成研修の実施で支援者の確保に努める旨記載してはいかがでしょうか。(計画案 39 ページ)
------------------	--

【市の考え方】 案の修正
 利用者の増加に伴い支援者養成の必要があることから、従事者養成研修を実施しておりますので、ご提案いただいたとおり追記いたします。

《修正内容》
 (修正前)
 記載なし

(修正後)
 利用者の増加に伴い支援者養成の必要があるため、移動支援従事者養成研修を開催します。

要望 25	移動支援事業について、中山間地域に利用できる事業所がなく、利用できないという地域格差があります。移動報酬の加算等による解決を望みます。また、交通の便が悪く公共交通機関を使つての移動が難しいという問題を抱えています。(計画案 39 ページ)
------------------	---

【市の考え方】 今後の参考

移動支援事業利用者の増加に伴い支援者育成の必要があるため、移動支援従事者養成研修を開催するなど、人材確保に努めております。また、移動支援事業の新規開業の相談も一定数あり、事業所数も増加しております。

質問 22	地域活動支援センター機能強化事業が今年度 6 か所のままだが、居場所として必要だという声を聞きます。来年度が始まるころには設置が可能な状況でしょうか。(計画案 40 ページ)
質問 23	就労継続支援 B 型について、地域での居場所機能が失われていることから利用している人が見受けられます。地域活動支援センターが減った状態にあり、居場所機能として地域活動支援センターを利用することができるよう事業所の増加を望みます。 また、地域活動支援センターの設置場所として、現在は郊外の事業所が多いため、交通の便がよく利用しやすい場所にあると良いと感じます。事業運営についても地域活動支援センターは経済的に厳しいと思うので、補助金の検討もあると良いと感じます。(計画案 40 ページ)

【市の考え方】 盛り込み済

令和 2 年度の見込みとしては 6 か所ですが、今後新たな事業所の設置を検討しており、来年度以降の見込みは 7 か所としております。

新規事業所の設置については、交通の便のよいところを条件としていきたいと考えております。

提案 21	専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業及び派遣事業について「盲ろう者向け通訳者」を「盲ろう者向け通訳兼介助者」と修正してください。(計画案 41 ページ)
------------------	---

【市の考え方】 案の修正

文言を修正いたします。

《修正内容》

(修正前)

【見込み量の考え方】

盲ろう者向け通訳

(修正後)

【見込み量の考え方】

盲ろう者向け通訳・介助員

質問 24	専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修修了者数の計画値が、令和3年は4人、令和4年は8人、令和5年は12人となっています。県の養成講座は定員が20人から増やす計画は聞いておりません。県全体20人に対して浜松市の計画値が令和5年度に12人というのは現実的とは思えません。(計画案41ページ)
------------------	--

【市の考え方】案の修正

静岡県と静岡市、浜松市で共同で開催しており、浜松市としての数値を見込んで掲載しましたが、県の定員の増加は見込まれていないため修正いたします。

《修正内容》

(修正前)

		実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
盲ろう	修了者数	6	4	2	4	8	12

(修正後)

		実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
盲ろう	修了者数	実施	実施	実施	実施	実施	実施

質問 25	専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業の利用件数が、平成30年度は2,349件、令和元年度は2,124、令和2年度は2,248となっています。浜松市内の盲ろう者の派遣が多いと感じます。(計画案42ページ)
------------------	--

【市の考え方】案の修正

静岡県と静岡市、浜松市で共同実施している事業で、掲載した数値は県全体の数値でしたので修正いたします。

《修正内容》

(修正前)

		実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
盲ろう	利用件数	2,349	2,124	2,248	2,300	2,300	2,300

(修正後)

		実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
盲ろう	利用件数	930	865	実施	実施	実施	実施

質問 26	日中一時支援の計画値が減少している理由は何ですか。利用したい時に利用できるという強みがあるため、利用者のニーズについて実態を知りたいです。(計画案 43 ページ)
質問 27	見込量について、ほぼすべての項目で「令和5年計画値」が増えている中で、唯一「日中一時支援」の「令和5年計画値」が減っていますが、詳細を教えてください。(計画案 43 ページ)

【市の考え方】今後の参考

日中一時支援の利用者の減少は、様々な障害福祉サービスの拡充により、他のサービスへ移行しているためと考えられます。

今後、利用の実態把握に努めてまいります。

《第2期障がい児福祉実施計画》

1 児童福祉法に規定するサービス (意見数2件)

要望 26	以前教員をしていましたが、子どもに障がいがあると母親が仕事を辞めなくてはならない、またはフルタイムからパート勤務へ変えなくてはならない状況になります。そのため、放課後等デイサービスのようなサービスが増えているのは良いことだと思いますが、施設までの送迎の負担の問題があるため、そういう面を支援するサービスがあるとよいのではないのでしょうか。また、障がい表に現れにくい子どもたちへの福祉サービスの充実を望みます。(計画案 45 ページ)
------------------	--

【市の考え方】今後の参考

放課後等デイサービスをはじめ通所事業には、事業所が送迎を行った際の加算が設けられておりますので、送迎の実施について事業所への投げかけてまいります。

要望 27	障害児相談の利用者が増加しております。障害児相談を担っている相談支援事業所の負担について把握し、質の問題等を含めて検討しなければなりませんと思います。障害児相談に対応できる相談支援事業所を指定するだけでなく、相談支援専門員の児童分野における質の向上を目指してほしいです。(計画案 47 ページ)
------------------	---

【市の考え方】今後の参考

障がい者自立支援協議会の相談支援部会において、計画相談の課題等を抽出し今後の体制についての検討を行っております。課題解決に向けた取り組みを進めてまいります。

その他 (意見数9件)

提案 22	このような計画があることは大変良いことだと思いますので、各福祉施設等に告知し広く知れるといいと思うのですがいかがでしょうか。
------------------	--

【市の考え方】今後の参考

本計画は、策定後、図書館や協働センター等の関係機関や関係団体への配布やホームページへの掲載により周知をしていく予定です。

質問 28	障害福祉サービス未利用者の実態把握はどのように行っていますか。障がいのある人の実態について、民生委員など地域事情に詳しい人から情報収集を行っていますか。
要望 28	障害福祉サービスを利用していないが、サービスの内容や利用方法がわからないなどにより利用できていない人が多くいると思われます。必要としている人が使えるサービスであるように、市は情報提供に力を入れていただきたいと思います。

【市の考え方】その他

障害福祉サービスは、サービス利用が必要な人に、申請に基づき提供する流れとなっており、利用されていない人をすべて把握はできておりません。障がい者相談支援センターで相談を受ける中で必要なサービス利用につなげておりますので、障がい者相談支援センターを気軽に利用していただけるよう周知してまいります。

また、相談の対応をする中で、民生委員等の地域の支援者からの情報をいただくこともございます。

質問 29	認知症高齢者の情報は入ってきますが、障がいがある人の情報はなかなか入ってきません。行政から情報があるとありがたいですが、個人情報保護の問題があり難しいところがあります。認知症の人や障がいのある人に会った時には、声かけを行うことを心掛けていますが、自治会、地域住民としてどういう対応をすればいいか、教えていただきたいと思っています。
------------------	---

【市の考え方】その他

入所施設を退所された人、精神科病院から退院された人が地域で暮らすことができるよう施策を進めております。個人情報の問題があるため、個人情報をお伝えすることは難しいです。

支援については、家族からご相談いただき行政が関わっていくこととなりますが、市を5つの圏域に分け、障がい者相談支援センターが設置されており、障がいのある人の相談対応を行っています。地域に出向き、相談活動を行っているので、地域でも活用していただきたいと思います。

要望 29	障がいのある人が高齢になられたときに不都合が生じていることを経験しました。高齢者には地域包括支援センターや地区社会福祉協議会の家事支援など連携を取り支援していますが、サービスを受けられない部分が生じるのでそこを行政に補っていただきたいと思います。 また、高齢化が進むことで認知症になる人も増えることが予想されるため、認知症も精神障がいであるということを踏まえて、行政においても障害者施策と高齢者施策をリンクした施策などをお願いしたいです。
------------------	--

【市の考え方】今後の参考

障がいのある人が高齢になり介護保険サービスへ移行しますが、障害特性により介護保険サービスで受けられないサービスがある場合には、障害福祉サービスが引き続き利用できます。福祉サービスの周知を実施してまいります。

質問 30	利用者の利用見込は掲載されていますが、そのサービスを提供する側の見込み数値はどのように出していますか。
------------------	---

【市の考え方】 その他

本計画では、サービス等提供体制の確保にかかる目標と必要な量の見込みを掲載し、必要なサービスの提供を目指すものです。必要な量の見込みに定員を満たすよう公募により事業所数や定員を増やしてまいります。

要望 30	障がいのある人を地域で受け入れるためには、専門的な知識をもっていないと難しいと感じます。また、就労先の受け皿がしっかりしている必要もあると思います。
------------------	--

【市の考え方】 今後の参考

障がいのある人の地域の受け入れに関しては、地域包括ケアシステムにより各所で支えていき、地域の中で支え合う体制づくりを進めます。就労については、企業を対象に理解を深めていただくための研修会等の開催や企業伴走型により障がい者雇用を実施・検討している企業への継続的な支援を実施してまいります。

質問 31	福祉の現場で働く人を増やしていくための具体的な新しい対策はありますか。
要望 31	知的障がい児・者は、マンパワーが必要な障がいです。障害福祉サービスの人材が不足しています。事業者を増やすために人材育成等の対策を要望します。

【市の考え方】 その他

障がいのある人が安心して暮らすことができる社会を実現するために障害福祉サービス従事者が重要な役割を担っているため、国において実施する人材確保対策の取り組み、県において支援者育成研修を実施しております。

浜松市においては、支援者養成研修等について、積極的に周知し、安定したサービス提供ができるように努めてまいります。